

令和元年10月18日	
資料提供	
担当課	福祉保健総務課
担当者	中尾・西川
電話	073-441-2471

## 栃木市への住家被害認定士の派遣について

関西広域連合を通じ、栃木県から要請があったため、以下のとおり住家被害認定士を派遣します。

- 1 派遣期間 令和元年10月21日（月）～10月26日（土）予定  
※10月21日（月）と10月26日（土）は移動日
- 2 業 務 令和元年台風第19号災害にかかる住家被害認定調査業務
- 3 派 遣 先 栃木市
- 4 派遣人数 和歌山県 10名  
┌ 県職員 2名  
├ 和歌山市職員 2名  
├ 海南市職員 1名  
├ 田辺市職員 1名  
├ かつらぎ町職員 2名  
└ 太地町職員 2名

※住家被害認定士とは、被災された方が生活再建に向けた公的支援等を受けるために必要となる罹災証明書発行の前提となる調査を行う者です。

※本県では、市町村や関係団体（県建築士会、県建築士事務所協会、日本建築家協会、県不動産鑑定士協会）などを対象に合計1,507名の住家被害認定士を養成しています。

（令和元年9月末現在）